(別紙4)

公立病院改革プランの概要

	団 体 名	奥多摩町									
	プランの名称	奥多摩町国民健康保険奥多摩病院改革プラン									
	策 定 日	平成 21年 3月 5日									
	対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 23年度									
	病 院 名	奥多摩町国民健康保険奥多摩病院									
病院	所在地	東京都西多摩郡奥多摩町氷川1, 111									
の現	病 床 数										
状	診療科目	内科、外科、整形外科									
割((概要)	奥多摩病院は、昭和30年に開設以来、地域における唯一の病院として半世紀にわたり、地域医療の確保という重要な役割を担ってきた。この間、2箇所の診療所を開設し、出張診療を通し急激な高齢化と、過疎化に対応してきた。また、住民はもとより、年間140万人を超える観光客の安全をも守るため、24時間救急医療を確保すべく、二次救急医療機関の指定を受けている。 今後も、地域住民の安全・安心のため、地域に密着した医療確保を使命として、運営を行うことを目標とする。									
えブ		山間地唯一の病院として、町内だけでなく隣接する山梨県小菅村、丹波山村からの 患者をも受け入れる不採算地区病院として存在意義を持ち、地域医療を確保するために 必要となる経費を一般会計から支援する。									
	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績 20年度 21年度 22年度 23年度 備考									
	経常収支比率	99.2 100.4 102.8 102.3 102.4									
	職員給与費比率	87.8 88.0 86.9 87.3 86.8									
	病床利用率	43.9 45.9 46.9 47.1 48.8									
経営効率化											
化に											
に係る計											
計											
画											
病床利用率は、当面50%を目標とする。亜急性病床に変更を実施しつつ、 上記目標数値設定の考え方 最終的に70%の利用率を目指す。 (経常黒字化の目標年度: 21年度)											

						団体名 (病院名)	奥多摩町(奥:	型多摩病院)				
		としての医療機能に係る (主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考				
		平均入院患者数	21.5	22.5	23	23.5	24					
		平均外来患者数	69.7	78.8	71	69	65.4					
<u> </u>												
		医師はもとより、医療従事者の確保に困難を極めている現状、また、 民間的経営手法の導入 経営状況の改善を見込むことが困難な現状では、民間委託について 考えられない。										
	数値目標達成に	事業規模・形態の見直し	病床稼働率のアップのため、一般病床から亜急性病床への変更を実施し、 併せて、余裕病床の整理に努める。									
経営効率化	向けての具体的な取	サ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で										
半化に係る計画	及び実	収入増加·確保対策	利便性を高めて	つつ、且つ、収	入の増加を図る	施しする他、土 る。 患者の増加を目		ン、患者の				
		その他										
	各年	L 度の収支計画	別紙のとおり									
	そ	病床利用率の状況	17年度	42.3	18年度	40.2	19年度	43.9				
	の 他	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等										

_			\	、						
再	二次医療圏内の公立病院等 配置の現況	当奥多摩病院が所在する西多摩保健医療圏には次の公立病院が開設されているほか、 隣接する青梅市内には医療法人仁成会が高木病院(180床)の総合病院を開設している。 当病院49床、青梅市立総合病院(青梅市、562床)、公立阿伎留医療センター(あきる野 市、310床)、公立福生病院(福生市、211床)。								
編・ネットワ	都道府県医療計画等における 今後の方向性	東京都保健医療計画では、市町村立病院をはじめとする公的医療機関は、医療連携体制の構築に際して中核的な病院としての役割を担うとともに、地域住民のニーズに応じた適切な医療サービスの提供が求められているとしている。								
ーク化に	再編・ネットワーク化計画の概 要及び当該病院における対応 計画の概要	<時 期> 平成24年3月	<内 容> 再編・ネットワーク化の計画について、東及び西多摩各市町村とともに、スケジュールや医療ので性について検討・調整する。							
係る計画	(注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議の対し、協議を取りまで、結論を取りまとめる時期を明記すること。									
	経営形態の現況	☑ 公営企業法財務適用	□ 公営企業法会	全部適用	□ 地方独立行政法人					
	(該当箇所に 🗹 を記入)	□ 指定管理者制度	□ 一部事務組合·広域連合							
経	経営形態の見直し(検討)の方向 性	□ 公営企業法全部適用	☑ 地方独立行政法人 指定管理者制度							
営形	(該当箇所に ☑ を記入、検	□ 民間譲渡								
態見	討中の場合は複数可)	□診療所化	□老健施設なる	ど、医療機関	掲以外の事業形態への移行					
直しに係る計画	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	平成24年3月	ついて研究してい ②奥多摩病院運	く。 営委員会	.及び指定管理者制度の導入に 検討・協議を行う。結論は、24					
点検・評価・公	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その 概要)	町立奥多摩病院評価委員会を設立し、毎年1回改革プランの取組状況の点検・評価をなう。〈メンバー〉副町長、院長、事務長、外部有識者、町議会代表、企画財政課長、総課長他								
表等	点検・評価の時期(毎年○月頃 等)	 決算が確定後、毎年7月頃実施								
	その他特記事項									

団体名 奥多摩町(奥多摩病院) (病院名)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年 度 18年度 _(実績) 19年度 _(実績) 20年度 _(見込) 21年度 2		
区分	22年度	23年度
1. 医 業 収 益 a 254.842 300.902 322.482 315.850	314,657	313,529
(1) 料 金 収 入 228,070 267,279 296,520 290,850	289,657	288,529
(2) その他 26,772 33,623 25,962 25,000	25,000	25,000
うち他会計負担金		
2. 医 業 外 収 益 169,745 167,115 166,417 175,000	175,000	175,000
(1) 他会計負担金·補助金 91,000 90,000 90,000 100,000	100,000	100,000
(2) 国 (県) 補 助 金 73,746 71,908 71,394 70,000	70,000	70,000
入 (3) そ の 他 4,999 5,207 5,023 5,000	5,000	5,000
イ 経 常 収 益(A) 424,587 468,017 488,899 490,850	489,657	488,529
支 1. 医 業 費 用 b 453,323 461,820 478,238 470,392	472,058	470,713
(1) 職 員 給 与 費 c 267,048 264,119 283,699 274,401	274,789	272,041
(2) 材 料 費 48,389 58,907 57,564 58,139	58,721	59,308
(3) 経 費 117,289 119,305 116,628 117,894	118,972	120,161
(4) 減 価 償 却 費 20,080 18,876 19,447 19,058	18,676	18,303
(5) その他 517 613 900 900	900	900
2. 医 業 外 費 用 10,242 10,071 8,500 7,030	6,726	6,416
(1) 支 払 利 息 7,820 7,358 5,706 4,230	3,926	3,616
(2) その他 2,422 2,713 2,794 2,800	2,800	2,800
出 接 常 費 用(B) 463,565 471,891 486,738 477,422	478,784	477,129
経 常 損 益 (A)-(B) (C) -38,978 -3,874 2,161 13,428	10,873	11,400
特別 1. 特別 利益(D) 718 168 349 100	100	100
┃ _損 2. 特 別 損 失(E)┃ 223┃ 117┃ 267┃ 300┃	300	300
益 特別損益(D)-(E) (F) 495 51 82 -200	-200	-200
純 損 益 (C)+(F) -38,483 -3,823 2,243 13,228	10,673	11,200
累 積 欠 損 金(G) -3,823 -1,580 0		
流 動 資 産(ア)		
流 動 負 債(イ)		
良うち一時借入金		
翌年度繰越財源(ウ)		
債 当年度同意等債で未借入 ス は 未 発 行 の 額		
X は 未 発 行 の 額 (**)		
単 年 度 資 金 不 足 額 (※) 0 0 0 0	0	0
	02.27%	102.39%
不 良 債 務 比 率 (オ) × 100	02.27%	102.00%
	66.66%	66.61%
職員給与費対医業収益比率—(c) ×100 104.79% 87.78% 87.97% 86.88% 8	87.33%	86.77%
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		
地方財政法上の資金不足の割合 <u>(H)</u> × 100		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		
	47.1%	48.8%

^(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

〇「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」) ・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること 例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)

奥多摩町(奥多摩病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

	_			年 度						
	分			_	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
F	1.	企	業							
	2.	 他 会	 計 出	資 金			10,000	20,000		
	3.	他 会	計負				10,000	20,000		
収	4.	他 会	計借	 入 金						
	5.	他 会	計補	助金			0	0		
	6.	国(県		助金	5,250	12,300	0	12,418	5,250	5,250
	7.	<u>ロ 、 バ</u> そ	<u> </u>		0,200	12,000	17,040	17,338	17,642	17,952
	<u> </u>	- 収 カ		(a)	5,250	12,300	27,040	49,756	22,892	23,202
入	うち	5翌年度へ		n Z	0,200	12,000	27,040	40,700	22,002	20,202
	支	出の財	源 充 当	額 (b)						
	前年	年度許可債で	当年度借	入分 (c)						
		純計(a)-{		(A)	5,250	12,300	27,040	49,756	22,892	23,202
	1.	建 設	改	良 費	18,279	40,798	16,616	37,415	10,000	10,000
支	2.	企 業	債 償	還金	15,218	15,680	17,040	17,338	17,642	17,952
	3.	他会計長	期借入3							
出	4.	そ	の	他						
		支出	計	(B)	33,497	56,478	33,656	54,753	27,642	27,952
差	引		(B)-(A)	(C)	28,247	44,178	6,616	4,997	4,750	4,750
補	1.	損 益 勘	定留	保 資 金	28,247	24,178	6,616	9,750	4,750	4,750
て	2.	利 益 剰		処 分 額						
ん	3.	繰 越	エー事	資 金						
財源	4.	そ	の	他		20,000				
<i>III</i>		Ī	H	(D)	28,247	44,178	6,616	9,750	4,750	4,750
		財源不足額		(E)	0	0	0	0	0	0
当又	年に		債 で 未 借 行の	計入 (F)						
実	質	財 源 不	足額	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0

- 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

			18年度(実績)		19年度(実績)		20年度(見込)		21年度		22年度		23年度			
収	益	的	収	支	() 91,000	(90,000	() 90,000	() 100,000	() 100,000	() 100,000
資	本	的	収	支	()	()	()	()	()	()
合		合 計			()	()	()	()	()	()
						91,000		90,000		90,000		100,000		100,000		100,000

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる 繰入金以外の繰入金をいうものであること。